平成２１年（フ）第１４３号
鹿児島県奄美市名瀬春日町19番２―61号
債務者　里　　茂代（旧姓武）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１４４号
鹿児島県奄美市住用町大字見里136番地
債務者　大河内好美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１４６号
鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝683番地
債務者　北郷　文子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９９号
三重県名張市美旗町中１番3359番地２
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４０５号
神戸市西区伊川谷町有瀬39―17
債務者　川口美貴子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
神戸市西区学園西町７丁目３―709―203、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬1046―１
債務者　植村加奈子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
兵庫県明石市魚住町西岡1865―１ガーデンハイツ５―203
債務者　北野眞理子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
兵庫県明石市東人丸町14―17
債務者　阪田　真一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
兵庫県明石市大久保町江井島1647―４―111
債務者　松井　理加（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
富山市高屋敷687番地14、前住所富山市古寺495番地１　県営住宅５棟302号室
債務者　銭谷　和美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０６号
富山県滑川市法花寺224番地３　アンダンティノ２階レ号、住民票上の住所東京都小金井市東町４丁目18番７号　ハイム栗山102
債務者　土屋　秀郎
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３３号
千葉県松戸市紙敷1052番地ソレイユ東松戸１―D
債務者　松丸めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４２号
千葉県野田市蕃昌242番地の６
債務者　染谷　明香
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７５５号
千葉県鎌ケ谷市北初富４番５号
債務者　武藤　健一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７５７号
千葉県我孫子市並木６丁目５番23号
債務者　山本　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７５９号
千葉県松戸市稔台１丁目５番地の14　たつみビル403号
債務者　横田　祐司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７６０号
千葉県松戸市稔台１丁目５番地の14　たつみビル403号
債務者　横田　明美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７６６号
千葉県松戸市新松戸４丁目190番地マリーズマンション305号
債務者　尾崎　嘉治
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部